

特定商取引法に基づく表記

①商品名	関電不動産開発 プラチナ・ メンテナンス	②提供 事業者名	関電不動産開発株式会社	③所在地	大阪市北区中之島3丁目3番23号 中之島ダイビル
④電話番号	0120-516-005	⑤メール アドレス	mt@colife.co.jp	⑥運営統括 責任者	関電不動産開発株式会社 大阪市北区中之島3丁目3番23号 取締役常務執行役員 住宅事業本部長 宮永 亮
⑦役務の提供時期	本サービスに基づく修理又はサービス対象製品と同一機種若しくは同等品との交換は、当社又は運営会社と加入者が合意した時期に行います。				
⑧会費と支払い 方法及び支払い時期	本サービスの会費は加入者資格発効日から月額1,200円（税込）とします。会費については、事前の通知により、当社都合により変更する場合がございます。お支払い方法はクレジットカード、口座振替が選びいただけます。クレジットカードでのお支払いの場合、加入者は会費を、加入者資格発効日の属する月から毎月1日(営業日により変動あり)に支払うものとします。口座振替の場合は、1年分を一括で、加入者資格発効日の属する月27日（27日が銀行営業日でない場合は翌銀行営業日とします。）に引き落としいたします。				
⑨クーリング・オフについて	お客様が訪問販売又は電話勧誘販売でお申込み（契約）された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回（契約が成立した時は契約の解除）を行うこと（以下、「クーリングオフ」といいます。）ができます。クーリングオフを行う場合、お客様は損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けることができます。また、サービスの提供を受け得られた利益に相当する金銭の支払い義務もありません。クーリングオフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者からクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。クーリングオフを行う場合は、ハガキ等に必要事項（お客様の氏名、住所、日付、お申し出印、お申込みの撤回又は解除する旨）をご記入の上、上記所在地宛に郵送ください。その効力は書面を発信した時（郵便消印日付等）から発生します。				